

松茂町議会災害対策対応指針

1. 基本方針

議会は、町民を代表する議決機関として重要な政策・計画・事業並びに予算及び決算について、町長と共に二元代表制の一翼を担い、町民の負託に応える役割を担っている。他方、大規模災害時にあっては、これらの本来的な機能とは別に、町長と連携して非常時に即応した役割を果たすことが求められる。そのため本町議会は、洪水・地震等大規模災害時の議会としての対応を次の通り定める。

- (1) 松茂町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）が設置された場合、迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的見地から必要な協力・支援を行う。同時に議長は、必要に応じ、町議会内に「議会災害対策本部」を設置する。
- (2) 町対策本部と連携し国、県、政党及び関係公共機関等に適切な要望活動を行い、町の復旧・復興の取り組みをバックアップする。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携する。

2. 議会災害対策本部の組織及び議員の行動

- (1) 議会災害対策本部は、松茂町議会議員をもって構成し、町対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、議会災害対策本部を代表して事務を統括し、議長に事故がある時は、副議長がその職務を代理する。
- (3) 議長及び副議長は、登庁し、共に事故ある時は、別表第1の順位に従い、それぞれの職務を代理する。
- (4) 議員は、地域の一員として町民の安全確保と応急対策にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われる様務める。
- (5) 特に町対策本部設置期間においては、町対策本部が災害対応に専念できるよう議員からの要望・意見は、緊急の場合を除いて「議会災害対策本部」を経由して提出する。

3. 議会災害対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行う。
- (2) 議員からの災害情報及び避難所の状況等を収集・整理して町対策本部に提供する。
- (3) 町対策本部から災害情報を収集し、必要に応じて議員に情報提供する。
- (4) 町対策本部に対し、要望及び提言を行う。
- (5) 国、県、関係機関に対して、町対策本部と連携し、必要に応じて要望活動を行う。
- (6) その他議長が必要と認める事項。

4. 初動期（災害発生から概ね24時間が経過するまで）の対応

- (1) 会議開催中の対応
 - ①議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じて会議を休憩又は散会するとともに、議会事務局職員に避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
 - ②委員会開催中における委員長についても、同様とする。
- (2) 議員の対応

①議員は町内で震度5弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。

②議員は、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導等に出来る限り協力する。

(3) 議会の対応

①議会事務局は、議長及び副議長に被害及び町対策本部の対応状況を速やかに報告する。

②議長は、被害状況の報告を受け、必要があると判断した時は関係議員の参集を求めるとともに、議会災害対策本部を設置するなどの対応を行う。

③議長は、議会災害対策本部を設置した時は、町対策本部長に通知する。

5. 参集又は活動時の留意事項

(1) 服装・携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具を出来る限り携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇した時は、適切な措置を取る。

(4) 被害状況等の収集

被害状況等情報収集につとめ、必要に応じて議会災害対策本部に報告する。

6. 初動期経過後の対応

議員は、自らの所在を議会事務局に伝え、連絡体制を確立する。

議長は、この指針を踏まえ必要な対応を行う。

附則

この指針は、平成30年12月6日から施行する。

別表第1

順位	議長の所掌事務代理者	副議長の所掌事務代理者
1	議会運営委員長	総務常任委員長
2	総務常任委員長	教育民生常任委員長
3	教育民生常任委員長	産業建設常任委員長
4	産業建設常任委員長	年長の議員

松茂町議会災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ）

